

⇩ 中小同族会社関連の改正

Q : 平成19年度の改正で、中小同族会社に関連するものにはどんなものがありますか？

A : 主なものには、次のようなものがあります。

【解説】

中小同族会社に関連する平成19年度の改正には、次のようなものがあります。

- ① 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入
一定の同族会社の役員給与については、平成18年度改正で給与所得控除相当額部分が損金算入できないようになりましたが、その要件が次のように緩和されました。
現行・・・基準所得金額800万円
改正後・・・ 1,600万円
- ② 特定同族会社の留保金課税制度
特定の同族会社については、留保金課税がされ、一般の会社に比べて重課されることとなっていますが、この対象となる同族会社から資本金1億円以下の中小企業が除外されることとなりました。適用対象となる期間は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度からとなっています。
- ③ 中小企業等基盤強化税制
特定業種に該当する中小企業が、一定の要件を満たす資産を取得した場合には、取得価額の30%の特別償却もしくは取得価額の7%の税額控除ができることとなっていますが、この規定が2年間延長されることとなりました。

